

1. 件名：浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和2年6月19日 10時00分～10時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

止野上席安全審査官、御器谷管理官補佐、加藤主任安全審査官

事業者：

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 品質保証グループ グループ長 他8名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

・浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について（保安に関する組織の業務分掌の一部見直し）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	囲みの原子力規制庁のシノれてたごいまから浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請に係るヒアリングを開始いたします。
0:00:14	このヒアリングは児童文字起こしによる議事録の公開としての予定としております。したがってクレームの場合には、御所属とお名前を言っていただいた後に発言をしていただくようお願いいたします。
0:00:32	それではまず、中部電力から配布資料の確認等お願いいたします。
0:00:43	はい、中部電力本店原子力部のミツオカでございます。配布資料の確認をいたしますパワーポイントで名前の資料を準備しておりますけれども、名称が浜岡原子力発電所原子炉施設向けの変更認可申請について、
0:00:59	これに関する組織の業務文書の一部見直し、
0:01:04	この資料の一部でございます。
0:01:14	はい、原子力している話なので、配付資料について確認をいたしました。それでは引き続き中部電力から説明をお願いいたします発言をお願いいたします。
0:01:27	はい、中部電力本店原子力品質保証グループの三浦でございます。
0:01:34	まず、当方の方から御挨拶申し上げます。
0:01:38	本日は、浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請につきまして、御説明の機会をいただきありがとうございます。
0:01:48	本日御説明をさせていただくのは、保安に関する組織の業務文書の一部見直しということでございます。
0:01:55	詳細については、浜岡原子力発電所のほうから御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
0:02:04	はい、中部電力シノハラです。それでは資料の説明をさせていただきます。資料のほう、ページの振り方がですね、表紙から1ページ1ページとなっておりますので、挙手や割愛しまして、2ページ目からよろしく願いします。
0:02:23	2ページ目ですが、変更の理由施工記述となっております。専攻の位置変更の理由でございます。現在浜岡原子力発電所の廃棄物減容処理装置の施設管理に関する業務につきましては、
0:02:39	配送事務の廃棄物管理課が、放射性固体廃棄物の管理及び廃棄物減容処理装置建屋に設置された供用施設の運転とともに実施しております。ここで廃棄物減容処理装置のところに注釈がございますが、下のほうに開設が書いてございます。
0:02:56	と廃棄物減容処理装置は、廃棄物減容処理装置建屋に設置しております放射性固体廃棄物を減容化するための可燃性だと固体廃棄物焼却炉可燃性固体廃棄物焼却炉雑固体廃棄物熔融炉を固化装置等を言います。

0:03:14	では上の本文に戻りまして2段落目でございます。今回例は2年10月1日付の定期異動にあわせまして、廃棄物減容する装置の施設管理に関する業務につきまして、施設管理業務に関わる幅広い専門的知識技術を有する保修部の設備を前回移管する予定であります。
0:03:35	この浜岡原子力発電所の保安に関する組織の業務文書の一部見直しを反映するため、浜岡原子力発電所保安規定第1弁の関連条文を変更をさせていただきたいと考えております。変更する条文につきましては、大凡第5条の保安に関する職務です。
0:03:55	二つ目でございます。蓄光期日でございますが本規程は、規制委員会の認可をいただいたと当社が定める日から施行するというようにさせていただきたいと思っております。では3ページ目をよろしくお願いたします。
0:04:10	変更の内容でございます。これ申請者申請勝負かちょっと、ちょっと若干抜粋してございますが、以下の通り変更したいと考えておまして、変更なる箇所そのものでございますが、変更前の方の枠を見ていただきますと、
0:04:28	4の保安に関する職務のうちの発電所組織の職務は次の通りと書いてあるところの時た1、4行目のところ辺りですかね。(23)の設備保全課長はと書いてあるところでございますが、設備保全課長は減少施設の施設管理に関する業務
0:04:46	(5)原子力課長タービン課長便器課長閉塞課長土木課長兼建築課長及び廃棄物管理課長が所管する業務除く括弧閉じる及び保全の総括に関する業務を行うとなっております。
0:05:02	これがですね、右のほうの変更後の方見ていただきますと、この廃棄物管理課長が所管するってところが除かれます廃棄物管理課長が望まれました、設備保全課長は原子力施設の施設管理に関する業務
0:05:18	(5)原子炉課長タービン課長電気課長計測課長土木課長及び建築課長が所管する業務除く括弧閉じる及び保全の総括に関する業務を行うというふうに変更いたします。それから次また変更前のほうに戻りまして、
0:05:35	(3)13の所廃棄物管理課長の職務のことを書いてるところでございますが、廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理並びに原子炉施設のうち廃棄物減容処理装置建屋に設置された供用施設の運転。
0:05:53	及び廃棄物減容処理装置の施設管理に関する業務を行うとなっておりますところ、ペーパー意味的なところというこの廃棄物減容処理装置の施設管理ということが削除されまして、右の変更後のかっこ33-
0:06:10	文章になるというような変更を考えてございます。
0:06:15	続きまして4ページ目。
0:06:18	はい。

0:06:19	保安規定第3条に基づき評価した結果、
0:06:23	この保安規定の一遍三条品質マネジメントシステム計画AAのところに書いてある、項目を組みまして、今回の変更が本業務所掌の変更が、
0:06:38	品質寝ずに宿命マネジメントシステムの体験に対して矛盾なく整合がとれてるってことを確認してございます。
0:06:46	一つ目の項目ですが、業務分掌変更の目的及び業務分掌変更による翼部起こりうる結果のところでございます。まず業務分掌変更の目的のところですが、
0:06:58	現在廃棄物減容処理装置の運転及び施設管理化する業務につきまして、この要因を廃止措置部廃棄物管理下にまとめて実施しております。一方でですね、設備部設備保全課におきましては、3から5号炉とか、或いは廃棄物議員そういう装置建屋内の放射性気体廃棄物処理系。
0:07:18	等の施設管理を実施しております。
0:07:21	当廃棄物減容処理装置の施設管理の業務それから要員をですね、設備保全課に神河するということで、ご了解が持っております施設管理に関する情報の共有が際には、
0:07:35	ということになります。初必要時に応じて設備保全課の課内において、要員の融通というのが可能になって参りまして、施設管理に関する品質の向上を図る上でよいと考えております。以上のことから、廃棄物減容処理装置の施設管理に関する品質を向上し、
0:07:51	本原子炉施設により安定安全な運用目指すほとんど目的としまして、廃棄物減容処理装置の施設管理を設備保全課に移管するというふうに目的を考えております。次、5ページ目。
0:08:05	今度業務分掌変更により交流結果のほうでございますが、先ほどの4ページ述べた通り、廃棄物減容処理装置の施設管理に関する品質が向上すると考えられます。一方運転と施設管理の文書が別々になりますが、以下の通りであっても問題が発生したいと考えております。
0:08:24	まず一つ目ですが、今回の業務上変更により、施設管理に関する品質が向上するということになりまして、廃棄物減容処理装置により、安定安全な運転が期待できるということから、浜岡原子力発電所、これ排泄段階にある号炉も含めて、
0:08:41	ましてでございますが発生する廃棄物処理に支障は生じないかな。
0:08:46	それから二つ目廃棄物管理課が行う施設の運転と設備保全課が施設管理につきましては、総合調整をしながら作業を行うことから、廃棄物減容処理装置による廃棄物処理に支障は生じないと考えております。
0:09:00	それから三つ目廃棄物減容処理装置に故障が発生した場合において、おきまして、

0:09:05	内部コミュニケーションに係る仕組み等により、廃棄物管理カトウ設備を全額で確実にコミュニケーションをとるため、適切な対応をとることができると考えております。
0:09:16	続きまして6ページ目でございます。続いて今度品質マネジメントシステムの実効性を維持の項目でございますが、この業務分掌変更の前後で廃棄べき減容処理装置の施設管理は継続的に行われ、品質マネジメントシステムの実効性は維持されると考えております。
0:09:36	本業身分社変更に関しまして、廃棄物管理課から説明保全課に具体的な業務内容とか実施計画課題対応策等について、適切に引き継ぎを行う予定でございます。
0:09:49	それから三つ目資源の利用可能性でございます。
0:09:54	本業文書変更に伴いまして、廃棄物管理課から説明を前回に必要な力量を有する要員を必要数移動する予定でございます。人的資源を確保するとともに、施設間に関する品質の向上を見込むことができると考えます。
0:10:09	それから責任権限割り当てにつきましてですがこれは下の表の通り、廃棄物処理装置の施設管理業務に関する責任権限が変更前は廃棄物管理課長であったものが変更後は設備保全課長になる。
0:10:26	ということですねこれとの前まして、社内指針類の見直しも適切に行っております。
0:10:32	最後7枚目ですが、これ保安規定の方に書いてある組織図をちょっと切り取ってきて解説を加えたものですが、発電所全体の組織がわかる。わかるかと思ひましてつけてございます。今回廃棄物減容処理装置とぴあの
0:10:50	廃棄物減容処理装置の施設管理、こちらを廃止措置部の傷廃棄物管理課から保修部の設備保全課に移るとことが示されてございます。
0:11:01	本資料の説明は以上でございます。
0:11:12	はい。原子力規制庁の志賀で説明ありがとうございました。追加で誰か説明すると、高所とかはあるんでしょうか。
0:11:25	特に考えておりません。すいません中部電力シノハラでございました。
0:11:33	はい、原子力規制庁シノハラありがとうございました。
0:11:42	先ほど部長さ、
0:11:47	はい。それでは原子力規制庁の止野です一軒勝手に立つてください。当現状多くは、廃棄物の減容処理装置の補修も含めて、廃棄物管理課がやっていたと思うんですけども、
0:12:02	それはなぜ廃棄物管理課が今現状はやっていたのでしょうか。
0:12:10	はい、中部電力シノハラでございます。

0:12:14	今までの考え方はですね、設備の運転と施設管理業務を同じ部署で行うということで、運転保守の連携を図り、減容処理装置の安定的な運転を図るということをやっていたの
0:12:32	一つの課にまとめるということをやっておりました。
0:12:38	以上です。
0:12:39	はい。
0:12:41	ありがとうございます。
0:12:45	今ご説明があったように、運転員と保守一体的に行うということもある程度メリットがあると思うんですけども、今回は、それと比較をしてさらに設備保全を移すことの項が、
0:13:00	よりその安定的な運転に資するとそのように考えた理由を教えてください。
0:13:11	はい、中部電力シノハラでございます。
0:13:14	ただ一方ですね、
0:13:18	保守部のほうにはですね、報酬に関する要因もございますし、報酬に関する技術というも蓄積されておりますので、確かに先ほど申しました通り運転と保守の
0:13:33	一体管理によるメリットもあって、一方で、そうかといって施設管理ですから、施設管理を集中するメリットもあって。それでは両方勘案して、施設管理についてはまとめたほうがより施設の安定的な運転が図れるのではない。
0:13:53	というふうに考えたということでございます。
0:13:56	以上です。
0:13:59	はい、原子力規制庁の品田で
0:14:02	それではその運転中の不具合にこういった不具合が起きて、そういった情報をどういう形で保守管理側にその情報伝達するのか、この辺りの仕組みの考え方について説明してください。
0:14:21	中部電力の鈴木です。はい、協力廃棄物管理課の鈴木です。
0:14:28	これ、これまで持ってますから、所内ですね、不具合設備に不具合等があった場合にはですね。
0:14:35	その情報が社内の規定にあります 1 プラント営業部GT基準というものがありまして、それに基づきまして、情報周知しまして、
0:14:50	そのターン与えられる情報を社内で共有されまして、フィード処理をされていくということで、今まで通り経費。
0:15:01	次へ行っているというふうに考えてます。
0:15:05	以上です。

0:15:09	はい、原子力規制庁の止野です。配布いただいた5ページ目にですね、③のところで故障が発生した場合においても、代引コミュニケーションに係る仕組み等によって、確実にコミュニケーションをとるというのは、
0:15:26	今お話があったように、不適合管理のことを指しているということなんでしょうか。また今回の業務移管に伴って新たに何かこう、その情報共有の仕組みが発行追加されるということは考えていないということでしょうか。
0:15:43	中部電力の廃棄物管理の鈴木です。ご指摘の通り、先ほどのホームページにあります内部コミュニケーションを図るところが、
0:15:53	先ほど申しましたプラント時記号を当初1定期整備についてです。この監視体制に当たりまして、新たに手続きが変わるということがありません。
0:16:09	以上です。
0:16:11	はい、原子力規制庁シノです。わかりました。
0:16:23	いいですね。
0:16:25	議長を一つ執行、
0:16:30	原子力規制庁のミキヤです。保安規定の第2編のほうに今回の変更が関係しないかどうかという観点でちょっとお伺いいたします。
0:16:43	資料でいうと、2ページ目なんですけれども、
0:16:48	ここの一番下注意書きのところに、今回変更の対象となります。地名が記載されているかと思うんですが、
0:16:57	ここに出ている。こういう名称については基本的には廃止措置第2年の工事ははいていない装置というのは確認してんですが、最後日勤と書いてあるんですけども、具体的にはどういった
0:17:12	設備がここには含まれているんでしょうか。ここに等で第2年側に影響はないということを確認したいと思うんですが、
0:17:23	はい。
0:17:26	中部電力の鈴木です。この
0:17:29	機能設計が保存いただきましたというところの装置につきましては、主にドラム缶の政策に係る装置の減用に他のなきゃっ設計やって
0:17:47	今回、ドラム缶性格設備ですね、そういったものが該当します。
0:17:54	すいません中部電力シノハラです。ええと、若干補足させていただきますこういう装置付随するものが幾つかございまして例えばですね固化装置などで濃縮廃液をセメント固化するんですけども。
0:18:12	そういったものででき上がったドラム缶をですね移したり、床の床の井戸の建屋の中に移動したりするそういったような設備がございまして。そういったものをあわせて等というふうに書いたつもりでございます。

0:18:28	はい、わかりましたと原子力規制庁のミキヤです。今お話あった原因のほうを一通り含まれていくということでしょうか。
0:18:38	はい。
0:18:42	はい、そうですね。わかります。はい。やっぱり手術と廃止計画の方でそれ確認してきます。それからがもう一つありますが、次のページの3ページってなんですけれども、
0:18:58	今後具体的に変更となる条文のところ、廃棄物管理課長のお話がありますが、こちらのほうは第2編側では出てくる課長ののだと思いますが、もう大分右側のほうの変更は一切関係ないということは一応確認させていただきたいと思います。
0:19:21	今回一遍側の変更だけですけれども、内人間側のほうは変更ないということですねという確認です。
0:19:30	はい。
0:19:32	中部電力シノハラです。第変化については変更がないというふうに考えております。
0:19:39	はい。
0:19:41	わかりました。そういう意味で公開の認可の変更申請については、第1弁のみということになるということで、そういう理解でよろしいでしょうか。
0:19:54	はい、中部電力シノハラです。はい。その通りでございまして、1ミキヤはわかりましたありがとうございます。
0:20:07	すみません、原子力規制庁の品田でちょっと来年辺側の影響についてちょっと私からは横をちょっとわかってないで変な質問してしまうかもしれないんですけど。
0:20:17	その第2編の廃止するTとして廃棄物減容処理装置は出てこないっていう使わない、そういうことなんですか。
0:20:29	はい。
0:20:30	中部電力本店のミツオカです。体性廃棄物減容処理装置は本店と廃措置と両方で使う共用施設ですので、その共用施設の施設管理ハードの管理については第1編のほうで規定すると。
0:20:47	いう整理してございまして、ただノウハウが相次ぎねえ技術処理装置を使った固体廃棄物の処理については運転側で出てきたものの処理は第二期停止はい措置で発生したこと廃棄物処理話題に
0:21:03	増えてきているということで、
0:21:06	施設管理と運転との書き分け位が若干整理が必要なんですけれども、知事そのものが大体のみに規定すると、そういう整理になっております。

0:21:16	原子力規制庁の止野ですわかりましたじゃ廃棄物処理そつ廃棄物なんだろう廃止措置として、この
0:21:27	廃棄物減容処理装置の保守っていうのは関係があるってことですねじゃ。
0:21:34	施設の施設管理ハードの管理については、共用施設なので、代理店が伸びで規定し、そういう整理です。
0:21:44	はい。はい、運転のための施設と共用施設、針刺持ちかけて向けのための機関と共有設備については、第 1 編で規定という整理です。
0:21:57	わかりました。わかりました。
0:22:00	原子力規制庁のミキヤです。あと、今の話に関連して、私もちょっと確認だけなんですけども、今回の大久保に出てきている可燃性雑固体廃棄物焼却炉をはじめとする設備については、1 号機設備の 123 市公共用ということで、運転中、
0:22:20	プラントに対しても使う設備であるし、廃止措置の 12 号に対しても使っている設備であって、その管理については基本的には運転員側の管理でやっていくので、廃止措置がには来てたのは、第 2 編がには規定していないと。
0:22:37	そういう理解ということでもいいですかね。
0:22:41	はいその通りです。そこで確認先ほどチェック原子力規制庁ミキヤです。ゲーム号機については、これは同じ位置付けでしょうか。
0:22:52	ちょっと私は今手元にある資料が古いかもしれませんがけれども、この原因についてたんや廃止措置が出てきているという設備ではないかなとちょっと簡単ですけれども、そこをちょっと御確認いただきました。
0:23:13	本店ミツオカです。減容大きい頑張ろう共用施設であれば、これは
0:23:22	インテルが第 1 編で規定する対象になるんですけれども、ちょっと
0:23:27	ほかの方で共有化廃措置専門の装置から人わかりますか。
0:23:33	えっとですねあの一遍の廃棄物管理の方にもですね。減容機で圧縮減容するって書いてございます。
0:23:43	一応これ確か 1 から 5 号の共用という位置付けですか。
0:23:50	本店ミツオカですね、共有施設であれば、大店が出荷については、機器施設という整理になります。
0:23:58	はい、規制庁のミキヤでそうすると他の設備と変わらないということですね。わかりました。
0:24:14	原子力規制庁の品田で今のお話だとはい廃止措置ガードも得なんだろう使うんだけどその管理については一辺以外に全部寄せているので、ダイヘン側に影響がないって話かなと理解したんですけど。
0:24:30	一方ですの廃棄物管理課長で廃止措置部長の下にいらした方で、ここで

0:24:37	何だろうか未定だと、それが図の5階保修部長ドアに移るということで、廃止措置側から見たときには、その補修部長側に補修関係が行ってしまうんですけど、そういうその1階に伴って排出としての影響はないということはどうのように確認してるんでしょうか。
0:25:15	すみません計9電力の廃棄物管理型ビジネス今のご質問いただいた件は、先ほどの一つ施設管理の部分が募集部に行くということで今施設管理は、
0:25:33	本店があるみてるんだということを御説明したと思うんですが、
0:25:37	その施設管理が動くことが
0:25:41	はい、はい措置に影響がないということで質問なんでしょうか。
0:25:47	やはりあの場合阻止部長のもとで、その廃棄物の保守管理をやっていたものが部を与える補修部長のほうリーカーもすることで、廃止措置側から見たときに影響はないのか、そういうことです。
0:26:07	中部電力シノハラでございます。の一固体廃棄物特に例えば固体廃棄物管理というのは、発電所12号の廃止措置のゴールだけじゃなくて、34号の運転号炉もうほんま旗廃棄物管理というのがございまして、
0:26:26	廃止措置部長そういう名前廃止措置部長という名前ではございますが、その間に廃棄物管理課がございましてこの廃棄物管理かっていうのは廃止措置ゴールも、それから運転ゴールも含めて廃棄物管理を行ってございます。ちょっと説明があまりくどくなりましたが、廃止措置部長名称が廃止措置部長っていう名前ではござい。
0:26:46	バスが4.5のほうの業務を担当してるというふうに考えてございます。
0:26:53	はい。原子力規制庁の止野ですでなので運転号炉もう今途中ビジョンも多分廃止措置がとしての組織に付けられてるとのことだと思うので、そこは何だろう、コミュニケーションの中で解決できる問題だと、そういうことでよろしいんです。
0:27:12	中部電力シノハラでございます。はい、その通りでございます。
0:27:18	原子力規制庁のシノで追加しました。
0:27:24	これもそうだから、
0:27:28	はい。
0:27:30	今後、
0:27:31	保守管理業務の所除くってやって欲しい。課長の所管は除くってのはイランの敷地質問でした。
0:27:43	保守、保守なんか、
0:27:49	中間日をするという。
0:27:53	竣工日本仕組みの構築地方

0:27:58	その違います管理監督者ないですね、そして、
0:28:01	ちょっと作って、
0:28:04	うん。
0:28:06	運転ここ少しそういうことです。
0:28:16	原子力規制庁のミキヤです。先ほど言語についてすみません凹凸と確認させて、今お手元に、保安規定の全体感ポンてございますでしょうか。
0:28:30	はいございますが中部電力シノハラですはいあります。
0:28:34	はい、原子力規制庁のミキヤです。そこ第2編の4-7ページ目なんですけれども、
0:28:40	そう。
0:28:42	お開きいただけますか。
0:28:44	はい。
0:28:50	はい。
0:28:55	ここでは第95回位変更と言うと、ホームページで一番下に減容機能確かに小さいC5の共用になっていて、解体区分が0になっているんですけれども、
0:29:10	これは第二段階で、
0:29:13	解体に着手するということを意味していいんじゃないかと思ってるんですが、先ほど御説明S洞爺湖が共用設備なので。
0:29:22	運転の側で管理しますということとちょっと違うんじゃないかと思うんですが、ここは御確認いただけますでしょうか。
0:29:36	中部電力の林でございます。ここに減容技術ということで記載がありますけれども、ここを開会対象設備を記載してございます。て鉄塔がゲーム機自体の位置付けとしては1号から5等養成づくり。
0:29:52	連絡会で療養が追従できるというふうに判断すれば段階に改善着任していくということで記載があるんです。
0:30:02	4、
0:30:11	名職規制庁のミキヤです。御説明は、
0:30:16	運転の側でも使っている設備が残って第1点管理にしているものを第二段階中の期間の間で、ここは解体する設備になっていますと、そういうことを御説明ですか。
0:30:33	郵便局の体制でございますはいその通りでございます。
0:30:43	わかりました。
0:30:45	先週、
0:30:48	結局、
0:30:51	どうぞ。

0:30:52	ここだけちょっと販売するっていう趣旨
0:30:58	そのときに、
0:31:07	ちょっと別の探傷です。
0:31:11	原子力規制庁のシノでちょっとすべての質問になります。中部電力食うの浜岡発電所のITV減容処理建屋の中で、平成 29 年 5 月に他の放射性物質の堆積物の確認に伴って、
0:31:29	これ僕の事象があったと思っています。ベースの中で、
0:31:37	原子力規制庁で出したその事象の口座駆動中で、中部電力が廃棄物減容処理装置の運転保守を長年協力会社に依存していたことを考えると、管理者の役割責任権限を明確化し、教育訓練を実施したとしても、また再発防止対策の運用次第では、
0:31:57	携帯型する可能性があるんじゃないかという指摘がなされているということかと思っていますか。
0:32:03	今回の業務移管に関連して、平成 29 年の 5 月に発生した事象との関係を教えてください。
0:32:17	はい。
0:32:18	浜岡原子力発電所工事管理課の進藤でございます。
0:32:23	今回の御あくまでも施設管理を行う部長が変わったわけでございます。
0:32:36	焼却炉や熔融炉のそういった運用全般で見ますと、運用自体は変わりません。したがって、平成 29 年の
0:32:51	法令報告事象に反する内容につきましても、
0:32:56	話をなんかちょっと失礼しました。病院収集する部長は変わりますけれども、やはり内容については変わらないだろうというふうに思っていますので、そちらのほうの影響はないだろうというふうに考えてございます。以上です。
0:33:19	はい、原子力規制庁の止野です。
0:33:25	まず 1 点確認などは、平成 29 年の事象の再発防止対策の一環として移すわけではないという理解でよろしいですか。
0:33:37	保守管理課の賃料でございます。その通りでございます。
0:33:45	はい、原子力規制庁の止野です。
0:34:05	今回その業務が移管をしたとしても、平成 29 年に発生したようなトラブルの再発防止対策というのが今やられてるんだと思うんですけど、確実にその保守として引き継がれるのかどうかというところがちょっとわからないんですけども。
0:34:28	スパのシンドウでございますし、引き継ぎについてはですね、社内の規定にもきちっと文書で同様というところもございまして、学校の経費も含めて、

0:34:42	書面にしてですね、きちっとキープするようにしようと思っていますので、それが風化するというようなことはないかというふうになってございます。
0:35:23	原子力規制庁の止野です。
0:35:31	今のお話だと言ってくつもりだから大丈夫ですみたいな感じだと思うんですけど、まさにここでちょっと平成 29 年のトラブル事象の再発防止対策の関係で業務移管こういったとしても、
0:35:46	きちっと再発防止対策というのが継続してできるんだということをちょっと何か改めて説明いただきたいんですけど、
0:36:02	保守管理がシンドウれず、何かこれは資料を準備して御説明立ち上げのほうよろしいですか。
0:36:10	はい、原子力規制庁の止野です。補足説明というか何だろう、そんなに大量見て低迷していただく書類はないと思ってるんですけど、まああの、中部電力さんとしての考え方をまとめたものを改めて説明いただきたいという趣旨です。
0:36:27	保守管理側のシンドウです承知いたしました考え方をまとめて御説明するようになります。
0:36:37	はい、原子力規制庁のシノで、よろしく申し上げます。
0:36:43	はい。
0:37:42	はい。当原子力規制庁の止野です。
0:37:46	今ちょっと事実確認だけさせていただきたい点がありますので、ヒアリングについてはもう一度やらせていただきたいと思います。てヒアリングの日程についてはまた改めて調整させていただいた上でという形にしたいと思います。
0:38:05	よろしければヒアリングについてはここで終了したいと、本日やりにくいを終了したいと思うんですが、10 中部電力さんから全体を通じて何かありますでしょうか。
0:38:23	債ヒアリングの日程調整については承知しました。
0:38:28	特に追加で説明することをコンテンツとかです。
0:38:33	。
0:38:34	はい、原子力に今、
0:38:38	はい、原子力規制庁の品田です。はい、了解しました。それでは浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請に関するヒアリングぐらい回目のヒアリングにつきましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。